

○経済産業省告示第 号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年 月 日

経済産業大臣 名

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示
容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	（表示の方式）
改正前	（表示の方式）

第一条 (略)

2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイ、ロ及び

第一条 (略)

2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホま

二からへまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはトに掲げる方式、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、同項第二号の表示については次のイ及びハからへまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはトに掲げる方式

イ 充填すべきガスの名称（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用

でに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式

イ 充填すべきガスの名称（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「液化天然ガス」）

容器にあつては「液化天然ガス」を明示すること。

ロ (略)

ハ 鉄道車両に用いるものであることを示す文字（「鉄道車両専用」）を明示すること。

ニ 自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定された容器にあつては、はがれるおそれのない様式第一（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては様式第一の二、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては様式第一の三）に定める容器証票を容器の外面の

を明示すること。

ロ (略)

(新設)

ハ 自動車又は二輪自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第一（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、様式第一の二）に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。

見やすい箇所へ貼付すること。

ホ 自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定された容器にあつては、はがれるおそれのない様式第二（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては様式第二の二、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては様式第二の三）に定める車載容器一覧証票を車両又は鉄道車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。

ヘ 自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定された容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三（低充填サイクル圧縮水素自

ニ 自動車又は二輪自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第二（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、様式第二の二）に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。

ホ 自動車又は二輪自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三（低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置

自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の四、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては様式第三の五）に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満

用容器にあつては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の四（に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日を確認できるものにあつては、道路運送車両の保安基準の細目を

了する日を確認できるものにあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）様式第3の2又は様式第6の2から様式第6の4までに定める車載容器総括証票）を燃料充填口近傍へ貼付すること。

ト| 容器の外面の見やすい箇所に規則第十条
第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。

四 規則第十条第一項第三号に規定する氏名等の表示 次に掲げる方式

イ、ニ （略）

定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）様式第3の2又は様式第6の2から様式第6の4までに定める車載容器総括証票）を燃料充填口近傍へ貼付すること。

へ| 容器の外面の見やすい箇所に規則第十条
第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。

四 規則第十条第一項第三号に規定する氏名等の表示 次に掲げる方式

イ、ニ （略）

ホ 高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）に氏名等を登録した者が所有する液化石油ガス以外のガスを充填する容器にあつては、協会が付与した記号及び番号（以下「登録記号番号」という。）を当該容器の厚肉部分の見やすい箇所へ打刻する方式

へ（略）

ト 液化石油ガスを充填する容器であつて内容積が十二リットル以下のものにあつては、容器の外表面の見やすい箇所に氏名等を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付する方式

ホ 高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）に氏名等を登録した者が所有する液化石油ガス以外のガスを充てんする容器にあつては、協会が付与した記号及び番号（以下「登録記号番号」という。）を当該容器の厚肉部分の見やすい箇所へ打刻する方式

へ（略）

ト 液化石油ガスを充てんする容器であつて内容積が十二リットル以下のものにあつては、容器の外表面の見やすい箇所に氏名等を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付する方式

3 容器の所有者は、前項第三号ニ、ホ及びヘの規定により表示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、同号ニ、ホ及びヘの例により表示を行うものとする。

(溶接容器の外観検査)

第六条 (略)

2 溶接容器(液化石油ガスを充填する容器(液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。))であつて、内容積が十五リットル以上百二十リットル未満の容器に限る。)に係る外観検査については、一次外観検査及び二次外観検査に区分

3 容器の所有者は、前項第三号ハ、ニ及びホの規定により表示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、同号ハ、ニ及びホの例により表示を行うものとする。

(溶接容器の外観検査)

第六条 (略)

2 溶接容器(液化石油ガスを充てんする容器(液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。))であつて、内容積が十五リットル以上百二十リットル未満の容器に係る外観検査については、一次外観検査及び二次外観検査に区分して行う

して行うものとし、それらの検査は、次の各号に従って行うものとする。

一〃四 (略)

(溶接容器の防錆塗装)

第七条 規則第二十六条第一項第二号の液化石油ガスを充填する容器の防錆塗装は、次の各号に従って行わなければならない。

一〃四 (略)

(超低温容器の断熱性能試験)

第十一条 超低温容器の断熱性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

ものとし、それらの検査は、次の各号に従って行うものとする。

一〃四 (略)

(溶接容器の防錆塗装)

第七条 規則第二十六条第一項第二号の液化石油ガスを充てんする容器の防錆塗装は、次の各号に従って行わなければならない。

一〃四 (略)

(超低温容器の断熱性能試験)

第十一条 超低温容器の断熱性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一 (略)

二 試験は、容器に試験ガスを充填し、気相部に接続されたガス放出バルブを全開にし、他の全てのバルブを閉止して容器内圧を大気と連通し、気化ガス量がほぼ一定量の状態になるまで静置した後、ガス放出バルブから放出される気化量を重さ計又は流量計を用いて測定することにより行う。ただし、液化炭酸ガスを試験ガスとする場合は、容器に液化炭酸ガスを充填し、圧力計に接続されたバルブ以外のバルブを閉止して、容器内圧の上昇がほぼ一定の状態になるまで静置した後、容器内圧の上昇を測定し、これを侵入熱量に換算す

一 (略)

二 試験は、容器に試験ガスを充てんし、気相部に接続されたガス放出バルブを全開にし、他のすべてのバルブを閉止して容器内圧を大気と連通し、気化ガス量がほぼ一定量の状態になるまで静置した後、ガス放出バルブから放出される気化量を重さ計又は流量計を用いて測定することにより行う。ただし、液化炭酸ガスを試験ガスとする場合は、容器に液化炭酸ガスを充てんし、圧力計に接続されたバルブ以外のバルブを閉止して、容器内圧の上昇がほぼ一定の状態になるまで静置した後、容器内圧の上昇を測定し、これを侵入熱量に

ることにより行うことができる。

三 前号において、試験ガスの試験時における充填量は、充填した試験ガスが容器内において安定し、気化ガス量がほぼ一定量の状態となったとき、液化ガスの容積が容器の内容積の三分の一以上二分の一以下となるように充填するものとする。

四・五 (略)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器等の外観検査)

第十八条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器及び圧縮水素自動車燃料装置用継目なし

換算することにより行うことができる。

三 前号において、試験ガスの試験時における充てん量は、充てんした試験ガスが容器内において安定し、気化ガス量がほぼ一定量の状態となったとき、液化ガスの容積が容器の内容積の三分の一以上二分の一以下となるように充てんするものとする。

四・五 (略)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器等の外観検査)

第十八条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器及び圧縮水素自動車燃料装置用継目なし

容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一〇四 (略)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器等の漏えい試験)

第十九条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の漏えい試験は、次の各号に従って行うものとする。

一 (略)

二 試験は容器に十二メガパスカル以上最高充

容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一〇四 (略)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器等の漏えい試験)

第十九条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の漏えい試験は、次の各号に従って行うものとする。

一 (略)

二 試験は容器に十二メガパスカル以上最高充

填圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあつては、容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあつては、容器外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

2
(略)

3 前二項の試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の

てん圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあつては、容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあつては、容器外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

2
(略)

3 前二項の試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の

外観検査)

第二十条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

この場合、検査は、容器が自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一〇四 (略)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の

外観検査)

第二十条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一〇四 (略)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の

漏えい試験

第二十一条 (略)

2 圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。

この場合、試験は、容器が自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一〇三 (略)

漏えい試験

第二十一条 (略)

2 圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一〇三 (略)

(液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査)

第二十一条の二 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二 (略)

(液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験)

第二十一条の三 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験は、次の各号に従って行うもの

(液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査)

第二十一条の二 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二 (略)

(液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験)

第二十一条の三 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験は、次の各号に従って行うもの

のとする。この場合、試験は容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二 (略)

(液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験等)

第二十一条の四 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験等は、内容積が百五十リットル未満の容器にあつては次項に定める断熱性能試験方法、内容積が百五十リットル以上の容器にあつては第三項に定める断熱性能試験方法又は第四項に定める保冷性能試験方法に従つて

のとする。この場合、試験は容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二 (略)

(液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験等)

第二十一条の四 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験等は、内容積が百五十リットル未満の容器にあつては次項に定める断熱性能試験方法、内容積が百五十リットル以上の容器にあつては第三項に定める断熱性能試験方法又は第四項に定める保冷性能試験方法に従つて

行うものとする。ただし、第四項に定める保冷性能試験方法は内容積が五百リットル以下、かつ、内容積に対する外槽表面積の比が 0.01 六平方メートル毎リットル以下の円筒形容器であつて、外槽表面温度測定点を備えており、自動車に水平に固定される容器に限る。

2 (略)

3 断熱性能試験は、次の各号に従つて行うものとする。

一 (略)

二 試験は、容器に液化窒素を充填し、気相部に接続されたガス放出バルブを全開にし、他の全てのバルブを閉止して容器内圧を大気と

行うものとする。ただし、第四項に定める保冷性能試験方法は内容積が五百リットル以下、かつ、内容積に対する外槽表面積の比が 0.01 六平方メートル毎リットル以下の円筒形容器であつて、外槽表面温度測定点を備えており、自動車に水平に装置される容器に限る。

2 (略)

3 断熱性能試験は、次の各号に従つて行うものとする。

一 (略)

二 試験は、容器に液化窒素を充てんし、気相部に接続されたガス放出バルブを全開にし、他の全てのバルブを閉止して容器内圧を大気と

連通し、気化ガス量がほぼ一定量の状態になるまで静置した後、ガス放出バルブから放出される気化量を、重さ計又は流量計を用いて測定することにより行う。

三 前号において、液化窒素の試験時における充填量は、充填した液化窒素が容器内において安定し、気化ガス量がほぼ一定量の状態となったとき、液化窒素の容積が容器の内容積の三分の一以上二分の一以下となるように充填するものとする。

四・五 (略)

4 保冷性能試験は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は容器が自動車に固定

と連通し、気化ガス量がほぼ一定量の状態になるまで静置した後、ガス放出バルブから放出される気化量を、重さ計又は流量計を用いて測定することにより行う。

三 前号において、液化窒素の試験時における充てん量は、充てんした液化窒素が容器内において安定し、気化ガス量がほぼ一定量の状態となったとき、液化窒素の容積が容器の内容積の三分の一以上二分の一以下となるように充てんするものとする。

四・五 (略)

4 保冷性能試験は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は容器を自動車に装置

されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二 (略)

三 試験は、次に掲げる方法により容器の断熱材で被覆された外面の表面温度及び当該外面近傍の大気温を測定することにより行うものとする。

イ (略)

ロ 試験時における液化天然ガスの充填量は、容器の内容積の二十パーセント以上でなければならぬ。

ハ・ホ (略)

四 (略)

したままの状態で行うことができるものとする。

一・二 (略)

三 試験は、次に掲げる方法により容器の断熱材で被覆された外面の表面温度及び当該外面近傍の大気温を測定することにより行うものとする。

イ (略)

ロ 試験時における液化天然ガスの充てん量は、容器の内容積の二十パーセント以上でなければならぬ。

ハ・ホ (略)

四 (略)

5
(略)

(容器再検査における容器の規格)

第二十二条 (略)

2 規則第二十六条第四項第三号、同条第五項第四号及び同条第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 一の五 (略)

二 自動車又は二輪自動車に固定されている容器にあつては、次に掲げるものとする。

イ 容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号は、当該容器が現に固定されている車両の車台番号と同一であること。

5
(略)

(容器再検査における容器の規格)

第二十二条 (略)

2 規則第二十六条第四項第三号、同条第五項第四号及び同条第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 一の五 (略)

二 自動車又は二輪自動車に装置されている容器にあつては、次に掲げるものとする。

イ 容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号は、当該容器が現に装置されている車両の車台番号と同一であること。

ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器

証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車又は二輪自動車に固定されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に固定されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への固定において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

三 自動車又は二輪自動車に固定されていない

ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器

証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。

三 自動車又は二輪自動車に装置されていない

容器にあつては、自動車又は二輪自動車に固定されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に固定されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への固定において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

（一般附属品の外観検査）

第二十四条 附属品（半導体製造用継目なし容器

容器にあつては、自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

（一般附属品の外観検査）

第二十四条 附属品（半導体製造用継目なし容器

、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。以下「一般附属品」という。）の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一・二（略）

（一般附属品の気密試験）

第二十五条（略）

2 前項第一号及び第二号の規定は液化水素運送

、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。以下「一般附属品」という。）の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一・二（略）

（一般附属品の気密試験）

第二十五条（略）

2 前項第一号及び第二号の規定は液化水素運送

自動車用低圧安全弁について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「気密試験圧力以上の圧力」とあるのは「当該安全弁を装置する液化水素運送自動車用容器に充填すべき液化水素の体積が容器内容積の九十八パーセントとなる圧力以下の圧力」と読み替えるものとする。

（一般附属品の性能試験）

第二十六条 規則第二十九条第一項第六号の一般附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一 （略）

自動車用低圧安全弁について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「気密試験圧力以上の圧力」を「当該安全弁を装置する液化水素運送自動車用容器に充てんすべき液化水素の体積が容器内容積の九十八パーセントとなる圧力以下の圧力」に読み替えるものとする。

（一般附属品の性能試験）

第二十六条 規則第二十九条第一項第六号の一般附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一 （略）

二 液化石油ガスを充填する容器に使用するバルブにあつては、グランドナットのバルブ本体への固定の状態を目視により点検し、グランドナットがピン若しくはナット又は接着剤を使用してバルブ本体に固定されているときに合格とする。この場合、グランドナットに七十四ニュートンメートル以上七十八ニュートンメートル以下（当該グランドナットをバルブ本体に固定させるためのねじの呼び径が二十ミリメートル以下のものにあつては四十九ニュートンメートル以上五十四ニュートンメートル以下）のトルクを加えることにより当該グランドナットが緩まないものであるも

二 液化石油ガスを充てんする容器に使用するバルブにあつては、グランドナットのバルブ本体への固定の状態を目視により点検し、グランドナットがピン若しくはナット又は接着剤を使用してバルブ本体に固定されているときに合格とする。この場合、グランドナットに七十四ニュートンメートル以上七十八ニュートンメートル以下（当該グランドナットをバルブ本体に固定させるためのねじの呼び径が二十ミリメートル以下のものにあつては四十九ニュートンメートル以上五十四ニュートンメートル以下）のトルクを加えることにより当該グランドナットが緩まないものである

のを合格とする。

2 規則第二十九条第一項第七号の一般附属品の

性能試験は、空気又は不活性ガスを使用して圧力を徐々に加えることにより行い、容器の耐圧試験圧力の十分の八以下の圧力（プラスチックライナー製一般複合容器に装置されている安全弁にあつては耐圧試験圧力以下の圧力、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充填すべき液化水素の体積が容器内容積の九十八パーセントとなる圧力以下の圧力、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあつては最高充填圧力の数値の一・三倍以下の圧力）において吹き始

ものを合格とする。

2 規則第二十九条第一項第七号の一般附属品の

性能試験は、空気又は不活性ガスを使用して圧力を徐々に加えることにより行い、容器の耐圧試験圧力の十分の八以下の圧力（プラスチックライナー製一般複合容器に装置されている安全弁にあつては耐圧試験圧力以下の圧力、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充填すべき液化水素の体積が容器内容積の九十八パーセントとなる圧力以下の圧力、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあつては最高充てん圧力の数値の一・三倍以下の圧力）において吹

め、かつ、吹き止りが確実であること。この場合、吹き止りの確認は、発泡液を塗布する等の方法により行うものとする。

3 (略)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の外
観検査)

第二十七条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容

き始め、かつ、吹き止りが確実であること。この場合、吹き止りの確認は、発泡液を塗布する等の方法により行うものとする。

3 (略)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の外
観検査)

第二十七条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容

器に装置されている附属品（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品（以下「圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品」という。）及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素運送自動車用附属品」という。）、目視する又は拡大鏡を使用する等の方法により行うものとする。

この場合、検査は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

器に装置されている附属品（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品」という。）及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素運送自動車用附属品」という。）の外観検査は、目視又は拡大鏡を使用する等の方法により行うものとする。この場合、検査は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験）

第二十八条（略）

2 圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験）

第二十八条（略）

2 圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二 (略)

(液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験)

第二十八条の四 液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験は、〇・二メガパスカル以上最高充^レ填^ル圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。この場合、試験は附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二 (略)

(液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験)

第二十八条の四 液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験は、〇・二メガパスカル以上最高充^レて^ンん^ル圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。この場合、試験は附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

(附属品再検査における附属品の規格)

第二十九条 規則第二十九条第一項第五号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあつては、次に掲げるものとする。

イ (略)

- ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水

(附属品再検査における附属品の規格)

第二十九条 規則第二十九条第一項第五号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあつては、次に掲げるものとする。

イ (略)

- ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水

素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を固定した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に固定されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への固定において、当該容器及びこれに装置された附属品の

素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の

損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあつては、容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に固定されていない状態における保管及び自動車又は二輪自

損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあつては、容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自

自動車への固定において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するため必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

2
(略)

(残ガス回収設備)

第三十条 規則第三十三条第一号への告示で定める容器は、可燃性ガス及び毒性ガスの充填容器（液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第七号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令

自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するため必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

2
(略)

(残ガス回収設備)

第三十条 規則第三十三条第一号への告示で定める容器は、可燃性ガス及び毒性ガスの充てん容器（液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第七号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省

第五十三号) 第二条第一項第十号及びコンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号) 第二条第一項第十一号に規定する充^レ填容器をいう。)又は残ガス容器(液化石油ガス保安規則第二条第一項第八号、一般高压ガス保安規則第二条第一項第十一号及びコンビナート等保安規則第二条第一項第十二号に規定する残ガス容器をいう。)とする。

(検査設備の基準)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 規則第三十三条第七号の告示で定める基準(

令第五十三号) 第二条第一項第十号及びコンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号) 第二条第一項第十一号に規定する充^レてん容器をいう。)又は残ガス容器(液化石油ガス保安規則第二条第一項第八号、一般高压ガス保安規則第二条第一項第十一号及びコンビナート等保安規則第二条第一項第十二号に規定する残ガス容器をいう。)とする。

(検査設備の基準)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 規則第三十三条第七号の告示で定める基準(

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三（略）

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ（略）

ロ 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三（略）

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ（略）

ロ 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧

縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知

縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器

器

二 (略)

五 (略)

5・6 (略)

7 規則第三十三条第七号の告示で定める基準（
圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水
素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動
車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料
装置用附属品、圧縮水素鉄道車両燃料装置用附
属品及び圧縮水素運送自動車用附属品を再検査
する検査設備に係るものに限る。）は、漏えい
試験のための設備について第四項第四号の例に
よる。

二 (略)

五 (略)

5・6 (略)

7 規則第三十三条第七号の告示で定める基準（
圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水
素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動
車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料
装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品
を再検査する検査設備に係るものに限る。）は
、漏えい試験のための設備について第四項第四
号の例による。

8
(略)

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十二条 規則第三十七条第二項第五号の告示で定める証票は、様式第四（低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては様式第四の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第四の四）に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充填口近傍へ貼付するものとする。

8
(略)

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十二条 規則第三十七条第二項第五号の告示で定める証票は、様式第四（低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては様式第四の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第四の四）に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充填口近傍へ貼付するものとする。

(附属品再検査に合格した附属品の刻印等)

第三十三条 規則第三十八条第一項ただし書の告示で定める方式は、薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、半導体製造用継目なし容器用附属品にあつてはアルミニウム箔に刻印したものを附属品の見やすい箇所に貼付することをもって、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、圧縮水素鉄道車両燃料装置用

(附属品再検査に合格した附属品の刻印等)

第三十三条 規則第三十八条第一項ただし書の告示で定める方式は、薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、半導体製造用継目なし容器用附属品にあつてはアルミニウム箔に刻印したものを附属品の見やすい箇所に貼付することをもって、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び液化天然ガス自動車燃料装

附属品及び液化天然ガス自動車燃料装置用附属品にあつては前条による容器に係る証票の貼付をもつて、圧縮水素運送自動車用附属品にあつてはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもつて、これに代えることができる。

置用附属品にあつては前条による容器に係る証票の貼付をもつて、圧縮水素運送自動車用附属品にあつてはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもつて、これに代えることができる。

様式第一の二の次に次の様式を加える。

様式第 1 の 3 （第 1 条第 2 項第 3 号関係）

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭 載 月	年 月
車 両 番 号	

備考 この証票の文字は、読みやすい大きさとすること。

様式第二中「充てん」を「充填」に改める。

様式第二の二の次に次の様式を加える。

様式第 2 の 3 （第 1 条第 2 項第 3 号関係）

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月	
車 両 番 号		

- 備考 1 この証票の文字は、読みやすい大きさとする。
- 2 容器番号及び附属品番号の欄は、搭載容器の個数に合わせて作成すること。
- 3 充填可能期限は、当該鉄道車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第三の四の次に次の様式を加える。

様式第 3 の 5 （第 1 条第 2 項第 3 号関係）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭 載 容 器 本 数	
充 填 可 能 期 限	年 月
検 査 有 効 期 限	年 月
最 高 充 填 圧 力	
車 両 番 号	

- 備考 1 この証票の文字は、読みやすい大きさとする。
- 2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該鉄道車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第四の三中「車両」を「車両又は鉄道車両」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。